



議案第 二 号

三朝町長選挙立会演説会に関する条例の廃止について

次のとおり三朝町長選挙立会演説会に関する条例を廃止することについて、地方自治法

(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十九年一月十三日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五十九年一月十三日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

三朝町長選挙立会演説会に関する条例を廃止する条例

三朝町長選挙立会演説会に関する条例（昭和五十五年三朝町条例第三十三号。）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、昭和五十九年二月二十九日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にその期日を告示された三朝町長選挙については、なお従前の例による。